

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）

項目名	日本企業の中長期的な企業価値の向上に向けた役員給与税制の拡充		
税目	法人税 法人税法第 34 条 法人税法施行令第 69 条 法人税法施行規則第 22 条の 3		
要望の内容	日本企業の持続的な成長や中長期的な企業価値向上に向けて、経営陣による適切なリスクテイクや経営判断を促す役員報酬の設計を促進するため、役員給与税制における業績連動給与の算定指標を見直す。 具体的には、現行の役員給与税制における業績連動給与の算定指標として用いることが認められている利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標に加え、中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略上の重要な指標として活用が進んでいるサステナビリティ指標のうち、一定の客観性及び透明性が確保されたものについて、業績連動給与の損金算入可能な算定指標として認める措置を講ずる。		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 企業の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を実現するため、企業が自社の経営戦略に応じて役員報酬制度を設計できる環境を整備する。 これにより、経営陣の適切なリスクテイクや成長投資を促し、日本企業の「稼ぐ力」の向上を図る。 (2) 施策の必要性 近年、企業においては、中長期的な企業価値向上に向けて、財務指標のみならず、サステナビリティ指標など、多様な KPI を経営戦略に組み込む企業が増加している。 特に、サステナビリティに関する取組については、中長期的な企業価値を判断する上で重要性は高まっており、投資家との対話や企業価値評価等においても主要論点として取り上げられる機会も増えている。これらの状況を背景としながらサステナビリティ開示基準の策定等の環境整備も進んできており、2027 年 3 月期より、東京証券取引所プライム市場に上場する時価総額 3 兆円以上の企業から規模に応じて順次、サステナビリティ開示基準の適用が義務化されることとされている。 一方、現行の役員給与税制では、業績連動給与の算定指標として認められる範囲が限定されており、企業が企業価値向上に向けて重視する経営指標と税制上活用できる指標との間に乖離が生じている。 このため、企業は税務上の取扱いを考慮して役員報酬制度の設計を調整する等、自社の経営戦略を報酬戦略へ十分に反映できていない可能性がある。 企業の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けて、経営陣による適切なリスクテイク等を促進するため、企業実務の実態に即して、役員給与税制における業績連動給与の算定指標を見直す必要がある。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		(制度自体の減収額)	(－ 百万円)
		(改正増減収額)	(－ 百万円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	経営戦略と連動した業績連動報酬の導入促進を通じ、経営陣に対して、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを付与することにより、経営陣による「稼ぐ力」の向上に向けた経営を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	上場企業を中心に業績連動報酬を導入・検討する企業、サステナビリティ指標を経営上の重要な経営指標として位置付ける企業において利用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	企業が経営戦略と連動した経営指標を業績連動報酬へ反映しやすくなり、経営陣に対する適切なインセンティブ付与が可能となる。 その結果、成長投資の促進、中長期的な企業価値向上が期待され、日本企業全体の「稼ぐ力」の向上につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本要望は、役員給与の損金算入を無制限に認めるものではなく、現行制度の適正性・透明性確保の枠組みを前提としつつ、算定指標の対象範囲を企業実務に即して見直すもの。

			企業においては、近年、経営戦略と連動した多様な経営指標が採用されており、中長期的な企業価値を判断する観点からサステナビリティ関連指標についても、投資家との対話や企業価値評価等における重要性が高まっている。 一方で、税制上認められる算定指標の範囲は限定的であり、企業が重視する経営指標と税制の間に乖離が生じている。こうした乖離を解消し、企業価値向上に向けた役員報酬制度の活用を促進することは、企業の持続的な成長や中長期的な企業価値向上を後押しする観点から妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		平成 28 年度 平成 17 年度に創設された役員給与税制について、特定譲渡制限付株式を用いた株式報酬制度の導入及び利益連動給与の見直しを要望し、特定譲渡制限付株式が事前確定届出給与の対象となり、利益連動給与の対象となる指標（ROE 等）が追加された。 平成 29 年度 平成 28 年度改正で創設した特定譲渡制限付株式（RS）を円滑に活用できるようにするとともに、多様な業績連動報酬・株式報酬の導入を促進するため、役員給与税制の損金算入要件の見直しを要望し、利益連動給与が、複数年度の利益や株価等に連動したものも損金算入の対象となる業績連動給与へと拡大された。 平成 31 年度 コーポレートガバナンス改革の進展を踏まえ、報酬委員会の構成の要件等の見直しを要望し、報酬委員会の委員構成について、委員の過半数を独立社外役員とする等の見直しがなされた。 令和 2 年度 会社法改正やコーポレートガバナンス改革の進展を踏まえ株式報酬に係る税制及び業績連動給与における独立社外役員要件等の見直しを要望し、特定譲渡制限付株式の範囲に株式等の無償発行制度創設に伴う見直し等がなされた。	